

2013 年 06 月 06 日

「LT会」会報第 13-08 号(総 127 号)

上海 LT コンサルティンググループ

高齢化が進む中国と外資企業のビジネスチャンス

北京大学国家発展研究院の社会調査プロジェクト「健康と老後の問題に関する追跡調査 (CHARLS)」が 2013 年 5 月に最新の調査結果を発表した。そのデータからの高齢化社会に向かう中国の現状を分析するとともに、シルバー産業における外資企業のビジネスチャンスについて考察したい。

1. 急速な高齢化と介護の担い手の現状

中国国家统计局によれば、2011 年年末現在、中国には 60 歳以上の高齢者が約 1.85 億人いる。60 歳以上の人口が総人口に占める割合は急速に増加しており、2010 年の 12%から、2050 年には 34%に達する見通しである。CHARLS によると、現在日常生活で何らかの介護を必要とする老人の 88.7%が自分の家族に面倒を見てもらっている。しかしながら、中国政府が長年一人っ子政策を続けてきたこと、また故郷の農村を離れ都会で就職する若者が多いことなどから、「年老いた両親の面倒は子供が見るもの」という中国の伝統的な社会通念は崩れつつある。

親の年齢別に子供の人数を調べたところ、65 歳以上の層には平均 3~4 人の子供がいるのに対し、45~49 歳の層は平均 2 人にも達しない。このように子供の少ない層が 10~15 年後には高齢者となることから、社会サービスによる高齢者のサポートを今よりも充実させる必要があることは言うまでもない。2000 年では 15 歳から 64 歳までの労働人口 100 人が 65 歳以上の老人 10 人を養えばよかったものが、2050 年には労働人口 100 人が 42 人の老人を養わなければならないのである。

また、CHARLS は、中国の老人の中に貧困や心身の健康問題を抱える人が普遍的に見られることを指摘している。実に調査対象者の 38.1%が日常生活に身体的な不便があると回答しているからである。また、調査対象者の 40%が強度の鬱症状を訴えていることから、家族だけでなく専門家によるサポートが必要とされることが窺われる。(図2)

図1. 中国高齢人口が占める人口比率

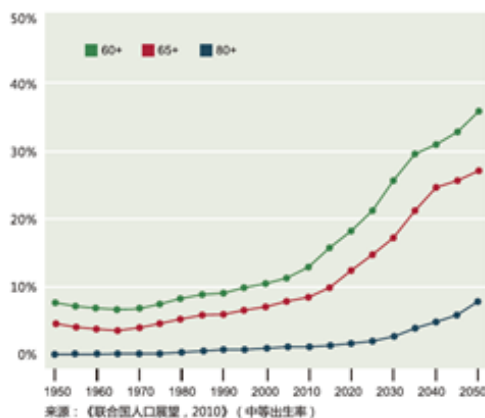
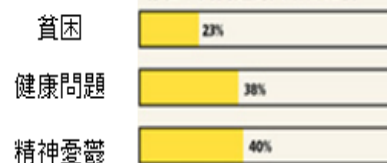


図2. 調査対象者のうち、下記の問題を抱えている人の比率



2. 中国シルバー産業への外資参入規制の変化

急激な高齢化が進む中国において、老人介護のニーズは前述の通り明らかに高まっている。しかし、その一方で外資による同分野への参入は長らく規制されてきた。

「高齢者、身障者サービス」は 2004 年に改訂された外商投資産業指導目録の中ですでに「奨励類(外国投資を奨励する業種)」とされており、2011 年改訂の最新版でも「高齢者、身障者及び子供向けサービス機構」が奨励類に分類されている。ところが、政府部門間で「審査権限の奪い合い」があり、「商務部門」と「民政部門」のどちらが権限を持つかが明確にされていなかった。上海市以外の地域では、地方政府の商務部門の批准の他に、民政部門の事前審査が必要とされ、その上民政部門は中国企業との「合併または合作」形式でしか設立を認めないと規定していたことから、これまで外商独資企業として設立が認可された事例は全国でもごく僅かしかない。

しかしながら、こうした状況が間もなく変化することが明らかになった。民政部が 2013 年 6 月 3 日付で「養老機構設立許可弁法」及び「養老機構管理弁法」の意見聴取稿を公表し、パブリックコメントを求め始めたからである。

設立許可弁法第 10 条には「外国の組織、個人は独資或いは中国の組織、個人との合併、合作により養老機構を設立する場合は、所在地の省レベル人民政府の民政部門或いはその委託を受けた区を設置する市レベル人民政府の民政部門が許可する。」と規定されている。ようやく外商独資企業による老人介護施設等の設立に道が開かれたことになる。

また、管理弁法では、「養老機構はサービス契約に基づき、収容する老人に生活支援、リハビリ看護、精神慰安、文化娯楽等を含むサービスを提供する。」と規定されている。養老機構が医療サービスを提供する場合は「医療機関」として、また食事サービスを提供する場合は「飲食業」としての許可も併せて取得する必要がある。

外国企業は早くから中国のシルバー産業に目を付けてきたが、ようやく本格的に動き始めると考えられる。パブリックコメントの聴取は 6 月 23 日まで続けられ、ここで大きな問題がなければ二つの弁法は 2013 年 7 月 1 日から施行される。

以上